



看護休暇・介護休暇が時間単位で取得できるようになります！

法改正

令和3年1月1日より「育児・介護休業法」施行規則等が改正され、育児や介護を行う労働者が、子の看護休暇や介護休暇を時間単位で取得できるようになります。

現行では、看護休暇・介護休暇ともに半日単位で取得することができますが、1日の所定労働時間が4時間以下の労働者は半日単位の取得ができませんでした。

改正後は、時間単位での取得に加え、全ての労働者が取得できるようになります。

子どもの予防接種や健康診断、親の通院や介護認定の付き添い、行政機関への書類の届出など、1日、半日は必要ではないけれど、数時間は必要という時に柔軟に対応できるようになります。仕事と育児・介護の両立をしている方には朗報ですね。

※看護・介護休暇・子ども・対象者一人につき、1年度5日（2人以上の場合は10日）

※対象となる看護・介護休暇とは：小学校就学前の子どもの看護等や要介護状態の家族の介護のための休暇



ひとりでやらない 育児・介護の ダブルケア

相馬直子 山下順子

ダブルケアに関する書籍の紹介

～Part-1～

ケアケア図書館

ひとりでやらない育児・介護のダブルケア

相馬直子（そうまなおこ）・山下順子（やましたじゅんこ）共著（ポプラ社） 860円（税別）

親の介護と子どもの育児、ひとりでできますか？

～孤立しないために、今のうちに知っておきたいこと～

ダブルケア研究の第一人者の新刊です。ダブルケアは気づかぬうちに始まり、仕事、家庭に大きな影響を及ぼします。離職や経済的な困窮、夫婦関係や兄弟姉妹関係に及ぼす変化など。ダブルケア家庭の実態をインタビューやアンケートなどの調査をもとに、「ケア労働」のリアルを明らかにし、官民の制度や試みなどから、対応策を考える希望に満ちた1冊です。

ケアラーインタビュー

ケアラー：のりこさん
(50代・個人事業主)
ケアの始まりは30代
介護：実母と義母の介護（25年間）
育児：トリプルケアが始まった頃、
子どもは3歳と2歳

ダブル介護と育児のトリプルケアを 乗り越えて今・・・



のりこさんは、現在、福岡市で人と人を紡ぐShare&Rental spaceを運営されています。新聞にも掲載された「介護をする人が誰でも愚痴を言える場になれば」という、その想いをおうかがいしてきました。のりこさんの介護が始まったのは、義父母と同居してすぐのこと。はじめ、義母が意地悪をしているのかと思ったそうです。しかし、そうではなく義母(57歳)の若年性アルツハイマーの症状がそうさせていたのです。まだ、「認知症」という言葉さえなく「痴呆」や「ボケ」と言われていたその頃、のりこさんは30代前半、子どもはまだ3歳と2歳でした。

その後、実母がクモ膜下出血で倒れ、子ども2人を連れて病院に通うのはとても大変だった。そこで、要介護5の実母と義母を自宅で見る覚悟を決めたのだそうです。とても親身になってくださる医師や看護師さんとの出会いがあったことも心の支えになったそうです。デイサービス、訪問リハビリ、訪問入浴など使える介護サービスは全て利用し、訪問看護師の方には介護以外の愚痴をたくさん聞いてもらった、それがとても有難かったのだそうです。

しかし、1年間の自宅介護でのりこさん自身が体調を崩してしまい一時、実母も義母も施設入所をすることとなりました。その後、体調が戻ったのりこさんは、再び自宅での介護を再開します。以前の自分と違っていたことは、「やりたいことをやるようにしたこと」「そのために多くの方々に介護の手助けをしていただいたこと」。罪悪感を感じることもあったけれど、自分が笑顔で介護ができた、そうすると、介護をされる側も笑顔を見せてくれたのだそうです。

自身の介護経験から伝えたいことは「一人じゃないんだよ」「ケアは終わりが見えないからケアラーが元気であること」「一人で抱え込まずに、多くの方々のご厚意に甘えて欲しい」「知ることによって解決できることはたくさんあるから、貪欲に頑張りたい」とのことでした。



【編集後記】

皆さま、今月のケアケア通信はいかがでしたでしょうか？先日、福岡で開催された自主映画の作品祭に出かけました。「焦げ」という映画がとても印象的でした。小学生の男の子の母親は、同居の認知症の親の介護を1人でしています。焦げた食パンやオムレツを食卓に出しながら「ごめんね、ごめんね」という母親を笑顔にするために悪者をやっつけるTVの中のヒーローのように認知症の祖母の首に手をかけようとする少年。その姿を見た両親は、初めて話し合いをし、介護サービスを利用するようになる。家族に笑顔が戻り、食卓には焦げていない料理が並んでいるという最後はハッピーエンドでしたが、子どもがお母さんを守りたくて起こした行動、そこがちょっと切なかったです。(M.N)



次号は新年号1月11日発行です。お見逃しなく～！【連絡先】スマイル☆ケアケア事務局 E-mailsmilecarecare@gmail.com